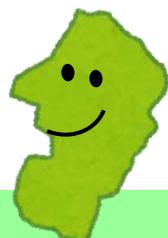


Uターン就職のために企業の採用面接やインターンシップを受けられる方へ



この事業を使って
たくさんの方が
Uターンしました！



山形県内の民間企業で実施され
る採用面接を受けたり、インター
ンシップに参加したりするため
の交通費の一部を助成します。

**上限額 10,000円/回
(1人2回まで)**



詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ窓口

● Uターン情報センター登録について
山形県 Uターン情報センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3
都道府県会館 13階 山形県東京事務所内
TEL 03(5212)8996 **FAX** 03(5212)9028
MAIL yu-turn@pref.yamagata.jp

● 申請書類の提出、インターンシップ実施状況について
山形県 産業労働部 雇用・産業人材育成課

〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1 県庁 8階
TEL 023(630)3265 **FAX** 023(630)2376
MAIL ykoyo@pref.yamagata.jp

HPは
こちら！



令和5年度 山形県Uターン就職活動交通費助成事業の概要

◆ 補助金の交付を受けるにあたって必要な条件 ◆

①～③の条件をすべて満たすこと

- ①現在、山形県外に居住している
- ②山形県 U ターン情報センターに利用者登録を行っている
※山形県と学生 U I ターン就職促進に関する協定を締結している大学(協定締結大学)の学生の場合は、在学を証明することで省略可
- ③山形県内で民間企業が実施する採用面接又はインターンシップ(5日間以上)に参加している
※インターンシップは1企業あたりの受付上限があります(1社につき4件まで)。事前に、インターンシップ実施予定企業の受付状況について、チラシ表面お問合せ窓口まで御確認ください。

協定締結大学等

(R5.4.1現在)

東海大学・神奈川大学・専修大学・大東文化大学・日本大学・明治大学・国士館大学・駒澤大学・東洋大学・文教大学・立教大学・帝京大学・帝京大学短期大学・明治学院大学・立正大学・拓殖大学・立命館大学・法政大学・千葉商科大学・神奈川工科大学・関東学院大学・東京工科大学・日本工学院専門学校・日本工学院八王子専門学校・日本工学院北海道専門学校・東北学院大学・東北工業大学・東北福祉大学

◆ 対象となる経費 ◆

令和5年4月1日～令和6年3月10日の、申請者の居所から県内企業との面接地又はインターンシップ地までの往復の移動に要した交通費(鉄道、航空機、高速バスのいずれか。宿泊料込みのパック旅行商品も可)

※原則、面接日又はインターンシップの前後7日以内の移動に係る経費が対象となります。

※公務員試験及び行政機関が実施する採用面接又はインターンシップは対象外です。

◆ 補助金の額 ◆

対象経費の1/2(100円未満切り捨て)又は10,000円のいずれか低い額

(1人につき2回まで受給できます)
※企業から交通費の支給・助成があった場合は、補助金額を調整する場合があります。

※予算額に達した場合、受付を終了させていただきますので御了承下さい。

◆ 申請手続きの流れ ◆

登録

<一般>
山形県Uターン情報センターの利用者登録を行う(メール可)

<協定締結大学の学生>
在学を証明する書類を用意又は山形県Uターン情報センターの利用者登録を行う(メール可)

面接等

採用面接・インターンシップ
(実施場所は山形県内)

面接時又はインターンシップ時に、面接・インターンシップ実施証明書に企業側から必要事項の記入・押印を受ける
(実施日を証明できる任意資料でも可)

採用面接又はインターンシップを受けた後、**30日以内**(※)に申請
※2月14日以降に実施された場合は、3月15日までに申請してください

(県)申請書類の審査 ⇒ 申請者へ交付決定通知を郵送

申請時の指定口座に補助金の振込

提出

山形県雇用・産業人材育成課に申請書類を提出
(郵送又はメール)

【提出書類】

- ① 山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金交付申請書
(振込先口座に係る通帳の見開き部分の写しなど振込先が確認できるものを添付)
- ② 面接・インターンシップ実施証明書、又は面接・インターンシップの実施を証明できるもの
- ③ 領収書など補助対象経費の支払いを証明できるもの

メールでの提出の場合、件名を「交通費助成申請」とし、山形県 産業労働部 雇用・産業人材育成課アドレス(チラシ表面参照)まで御提出ください。
また、提出書類②、③はPDF又は画像データで添付してください。